

[症例・事例・調査報告]

「売いん」等に係る条例の制定 - 1946年から1957年までの整理 -

梶原 洋生

キーワード：売いん, 条例, 日本

Establishment of bylaws to clamp down prostitution in Japan —The historical context of the period 1946-1957—

Yousei Kajiwara

Abstract

The Supreme Commander for the Allied Powers Directive (SCAPIN) was issued on January 21, 1946, in Japan. Subsequently, the head of the Social Bureau of the Ministry of Health and Welfare issued the memo *Fujin hogo yōkō* (Guidelines for the Protection of Women) on November 26, 1946. However, the Anti-Prostitution Law was not passed until May 21, 1956, and thus the legislative process leading up to its establishment took almost 11 years to complete. It seems that each municipality responded in its own separate way to the law, in view of difficulties applying such a policy on a national scale at the time. Against this background, the present paper seeks to clarify the tendencies in the enactment of prostitution-related regulations, focusing on the period between 1946 and 1957. The regulations were concentrated in this specific period, during which discussions on the legal clampdown on prostitution spread throughout a Japan burdened with the grief of the war. In this way, women's relief finally became a social issue, and the provision of social assistance through national law became indispensable. Considering that the momentum of systematic debates on the clampdown on prostitution was operating nationwide as part of a larger body of social legislation, it has been believed that such a momentum led to shaping this period of Japanese history. Therefore, this paper is intended as a report on the establishment of bylaws to clamp down prostitution in Japan, from the perspective of the historical context of the period 1946-1957.

Keywords : bylaws, prostitution, Japan

日本社会事業大学 社会福祉学部 社会福祉学科

[責任著者および連絡先] 梶原 洋生
日本社会事業大学 社会福祉学部 社会福祉学科
〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30

投稿受付日：2018年7月27日

掲載許可日：2018年11月20日

要旨

日本では、1946年1月21日に総司令部覚書「日本に於ける公娼制度廃止に関する件」が発せられ、1946年11月26日には、厚生省社会局長通知の「婦人保護要綱」が発出された。しかし、のちに「売春防止法」が成立したのは1956年5月21日のことだったので、この立法過程は概ね11年間にも及んだことになる。そこで、国政の難航を横目に各自治体は国とは別に対処を講じたものと考え、「売いん」等に係る条例の制定はどのような動向であったかを明らかにする。とりわけ、1946年から1957年までの期間に着目し整理を図ることとした。「売いん」等に係る条例は一定の時期に集中しており、戦後の悲哀を背負った条例制定論争が各地で広がった。女性の救済は社会的課題とされ、国法による生活保障が不可欠となり、その法整備の一環として各地的な条例の制定という議論の機運も全国に生まれた。これらの側面が合わさって、日本の一つの時代が形作られた。

I はじめに

社会福祉士養成の実習先である婦人保護施設は、「売春防止法」を根拠法としている。この「売春防止法」の改正については、全国婦人保護施設等連絡協議会会長名で、2014年12月9日付の「要望書」が法務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）宛に発出された。要望の内容は「女性の人権を保障し、自立を支援する視点から、売春防止法を改正すること」である。同要望書は、「1956年に制定された売春防止法は、売春をする側への罰則と、売春をした女性に対する福祉的処遇という異なった制度が規定されている」として、「実態にそぐわない」法律だと述べている。また、「女性の人権を保障し、多くの困難を抱える女性達に活用され、健全な人生や健全な社会を作っていくために、何よりも抜本的改正を望む」と、法律の成立を改めて整理する作業を求めている。

第二次世界大戦後の日本では、社会的弱者の「保護」は重視されるべき福祉的な取組であった。早くも1945年9月22日に、総司令部覚書第9項「日本政府は花柳病はく滅に努力すべし。本事業は既存の日本機関によりなされる」が発せられ、1946年1月21日には総司令部覚書「日本における公娼制度廃止に関する件」も発せられることとなった。それにより、同年11月26日に厚生省社会局長通知「婦人保護要綱」が発出されて、「母性保護と社会秩序」が主唱され、「転落の防止」と「保護対策」の方針が示されたのである。翌1947年1月15日に勅令第9号「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」が公布されて以降は、1951年に起こった講和条約締結に伴う勅令第9号失効騒動で、婦人団体等が「公娼制度復活

反対協議会」を作って運動を展開し、翌1952年5月の国会でこの勅令の国内法としての効力は持続されて存置が認められることとなった。しかし、肝心の立法は国会で廃案が繰り返され、6度目にして「売春防止法」として成立したのは1956年5月21日のことであった。この立法過程は、概ね11年間にも及んだことになる。

そこで、本調査報告は「売いん」等に係る条例の制定に注目した。長い立法過程において、各自治体は国とは別に対処を講じてきた。当時の売春対策審議会（1959）に記載された売春事犯の検察統計では、「新受理人員調」が「1954年は18,520、1955年は16,201、1956年は19,610、1957年は23,455、1958年は27,836」となっている。これらは、「直接に売春に関係のある、婦女に淫行させた者等の処罰に関する勅令および売春取締条例ならびに昭和三三年四月一日以降の売春防止法の各違反事件」の人員であり¹⁾、各自治体の条例の存在感は確かだったようだ。

先行研究では、林（2008）が「都道府県条例は県条例の九、市条例二一、町条例は八、村条例が三あった」とし、「このような動きが混然として起き、法制定へと向かっていった」と述べている。そして、全国社会福祉協議会連合会・婦人福祉連絡協議会・全国婦人福祉施設連合会による1952年の「婦人福祉対策」の発出内容が「売春取締に関する制度は崩れ、これにかわるべき基本的な法令がない」ので、「売春禁止に関する特別立法を急務とする」とし、「都道府県条例を統一し全国一斉に直接売春行為を取り締まることが必要」ということに注目している²⁾。また、東京都民生局（1973）では警視庁保安第一課の吉田が寄稿し、「勅令第9号の適用範囲は『困惑させて売淫させる罪』『売春させる契約』『これらの未遂罪』に限られていたため、闇の女は増加の傾向を示して、各地で「大売春汚染地帯を形成」したという。そして、「全国各地においては、自分の街の善良な風俗維持は自分たちの手でスローガンに、闇の女を条例をもって規制すべく」して、その輪が広がったとの私見を示す。さらに都条例は、「売春取締に切歯扼腕していた警視庁に、売春取締条例の制定は干天に慈雨であった」とし、これが「各都道府県、市町村を刺激して、売春等取締条例の制定を助長した」と総括する。加えて、「他の地方自治体の条例のモデル案となり、昭和27年末までに1都22県32市5町1村の地方公共団体が、売春取締条例を制定して、売春事犯の取締りを行った」と考証する³⁾。しかし、これらの先行研究では、全容に迫る情報が乏しく、条例に法的な存在感ありと通説的に述べられるだけである。当時の国会議員で法案を何度も提出した運動の立役者の総括としても、神近（1956）は、「四十七ばかり条例があります」とし、「この防止法が通りっこないと思ったからかどうか知りませんが、各地で婦人た

表1 都道府県の条例の制定

ID.	都道府県名	条例の名称	制定年月日
1	宮城	売淫等の取締条例	1948.7.10
2	栃木	街頭その他における売春等の取締に関する条例	1951.3.20
3	群馬	売いん取締条例	1949.8.23
4	埼玉	売春等取締条例	1951.1.19 1952.7.15 (改正)
5	東京	売春等取締条例	1949.5.31 1950.12.28 (改正)
6	新潟	新潟県売いん等処罰に関する条例	1948.11.1
7	山梨	山梨県風俗保安条例	1952.6.13
8	岐阜	岐阜県売淫勧誘行為等取締条例	1953.10.3
9	静岡	静岡県売春取締条例	1953.10.3
10	広島	売いん取締条例	1950.8.14
11	福岡	福岡県風紀取締条例	1952.1.10
12	佐賀	風紀取締条例	1952.8.29

表2 各地での条例の制定数

制定年	(単位：件)						
	都	道	府	県	市	町	村
1948	0	0	0	2	0	0	0
1949	1	0	0	1	1	0	0
1950	1	0	0	1	6	3	0
1951	0	0	0	2	18	4	0
1952	0	0	0	4	7	0	0
1953	0	0	0	2	4	2	0
1954	0	0	0	0	5	1	0
1955	0	0	0	0	2	0	0
1956	0	0	0	0	0	0	0

ちの間に条令(原文ママ)をつくろうという運動がとてもありました」としているのみなのである⁴⁾。

筆者は、「売春防止法」成立までの「売いん」等に係る条例の制定について可及的に追跡し、同時代における条例群の趨勢を法の講学上で整理しようとした。「売春防止法」は、1946年11月26日に厚生省社会局長名「婦人保護要綱」が通知されたのち、経済企画庁の経済白書が「もはや戦後ではない」とした1956年5月24日によりやく公布され、1957年4月1日に総則及び保護更生関係の規定が発効されたことから、本調査報告の対象は1946年から1957年までの全体の概ね12年間とした。歴史的文脈については、評価が一樣ではない事実もあるので、倫理に配慮し個人や団体が特定される記述は必要に応じて避け、結果の識別はID. で表示し、記載に注意を払ったうえで管理に留意した。引用に際しては、必要に応じて当用漢字を用いたが、当時における法律の表記や業界の用語例等については、史実の再現性を確保する研究の性質上、原資料と同じ表現に留めざるを得なかった。また、

1985年以前の動向を扱っているのも、各省庁名を省庁再編前の名称で表記した。

II 条例の制定数

白書に相応する総理府⁵⁾及び売春対策審議会⁶⁾⁻⁷⁾並びに東京都民生局婦人部福祉課⁸⁾の資料を用いて情報を収集した。今回筆者が確定できたのは、都が1、県が11、市が38、町が9の条例であり、これらの合計件数は少なくとも59に及んだ。これらの原文の一部分は不二出版(編)(2006)⁹⁾にも見出した。都道府県による条例の制定を便覧に供すると、表1の通りである。条例の名称は様々で、規定の対象は「売いん」・「売淫」・「売春」と記し、法規の性質は殆どが「取締」と位置付け、または「風紀」や「保安」の一環と謳う。

これらの内、最も早くに制定されたのは1948年で、表中ID.1とID.6の二つがあり前者は「売淫」、後者は「売いん」が対象だったが、ID.6は「処罰」を明言する名称となっていた。実は市町村レベルの条例群も殆どが「取

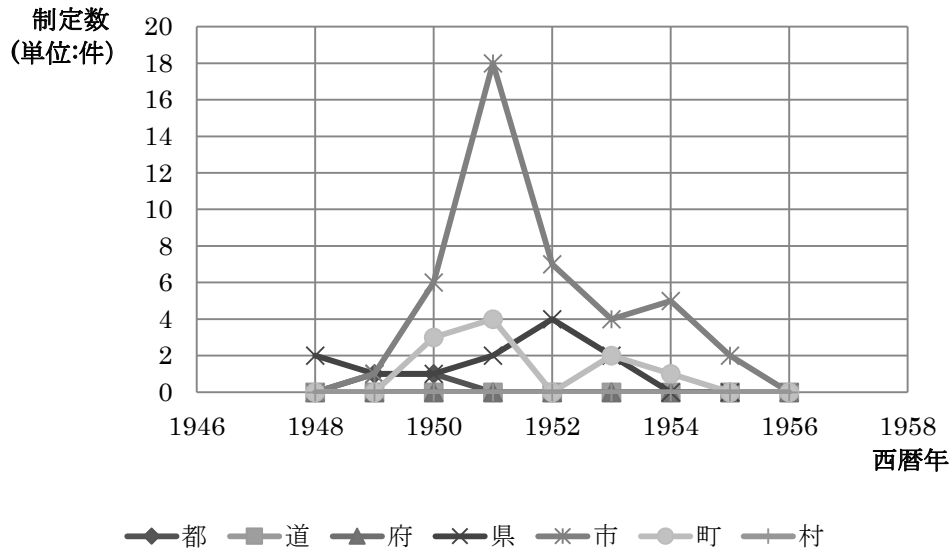


図1 1950年代初頭における条例制定の集中状況

縮条例」として、「処罰」を明言する名称の条例は他に存在しない。ID.6は全6条で、その第3条は「親族・業務・雇傭その他特殊の関係を利用して売いんをさせた者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金」（原文ママ）としたが、第2条の「売いんをした者」・「相手方となった者」を「五千円以下の罰金又は拘留」と比して重い規定といえるだろう。また、ID.1は全5条中の第3条で「親族、雇傭その他特殊の関係を利用して売淫させた者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金」としていたので、ID.1よりもID.6のほうが「家族」・「親族」に売られ「業務」・「雇用」関係で縛られたケースについて懲役期間が長かったといえる。これらの原文は旧字体である。

今回、同時代の都道府県に加えて市町村までも対象にしたところ、各自治体における取組の成果として、全国に条例は広がり、確認できた制定数は表2の通りとなった。なかでは1951年の各市における条例の制定数が18であり、最も多かった。そこで図1のグラフのように横軸を制定年とし、縦軸を条例の制定数（単位：件）として、当時の条例の制定について集中状況を視覚化することとした。すると、今回確認された「売いん」等に係る条例は1951年に各市の制定数が前年比3倍となってグラフの傾きが顕著に大きく、その1950年代の初頭に集中してピークを迎えていたことがより瞭然となった。

III 地方議会における議論の例

「売いん」等に係る条例の制定について、当時の地方議会での議論を探索的に追うこととした。入手できた各自治体の会議録⁹⁾には、現状が手書きのまま保存の物も多く含まれ、閲覧困難な不鮮明の状態も認められたの

で、これらの地方議会の会議録中から、判読可能かつ示唆的と理解された議論の例を可及的に活写する。

第一には、宮城県の例である。1948年7月3日に宮城県議会定例会が開催され、当該条例案が知事より追加議案となった第110号議案として扱われることとなったのである。副知事は「現下各般の状況にかんがみまして、この種の行為は放置し得ざる状況に立ち至るので、この際本条例を制定いたしまして、この種行為の根絶を期し、風紀の刷新と病害の根絶に資したい」と提案理由を説明した。第二には東京都の例である。1949年5月30日に東京都議会定例会が開催され、当該条例案が臨第19号議案として扱われた。しかし、この急転を疑問視したのは女性議員であった。すなわち「われわれ女性といたしましては、この問題を皆さんのように簡単に賛成することができない」ことの理由として、「警視庁並びに厚生省、民生局並びに労働局としてはこれに付随してくる問題をどういふふうにご協議したのか」が重要だからだというのである。そして、「この問題が遂に参議院で審議未了になりましたところの一つの大きな原因は、全国を調査いたしましたところ、この売春婦のなかに子女を抱えた未亡人が半数いた」から、「生活保障、社会保障制度の実施と生活保護法の完全実施」のほうが先であろうという国会の議論を引用している。つまり、「ひとり東京都だけの問題ではなく、全国の問題であるにもかかわらず、法律ができない以前に取締条例」を出すことは軽々と批判したのであった。さらに「東京都の民生局はこれから生まれて来る処罰の対象となるべき女が、もしも不幸にして乳児を抱えております場合、その子供たちの生活の面倒を一体どこで見るかという打合せを十分なされていない」と続けた。しかし賛成多数で可決確定してい

る。第三には、横浜市の例である。1950年11月30日に横浜市第8回定例会第17号が開催され、当該条例が市第128号議案として扱われた。ここでも「その大多数はあるいは夫に死なれ、あるいは夫に捨てられ」たような女性は自ら「子供を養い、あるいは家族を養ってゆかねばならぬ」と論じることがあった。この場ではそういった生活の擁護が取りざたされ、番外として警察本部長が「実はこの条例をつくるについては私ははっきり申し上げますが民生局長と相談いたしてございません」と断りつつ、この条例は処罰を主眼とするものではないので、「本当に保護を要する」・「窮地にある」者については「民生局と連絡いたしまして（「その通り」と呼ぶ者あり）間違いのないように措置いたしたい」と答える格好になった。そして最後の発言者が「この風紀取締条例は東京都及び殊に県におきましてもはや設定されて行っております」ので「遅きに失した憾み」がなくはないといい、生活保護やその他の社会保障制度で「救っていただきたい」と付言して止め、場内「異議なし」とされた。第四には奈良市の例である。1951年2月14日に奈良市議会臨時会が開催され、奈良市第12号議案として扱われた。このなかで「売春者は自分から進んでその様な行為をする者はないと思います。その大多数は戦争の為に夫を亡くしたところの婦人或は又戦災の為に一家の人々が散り散りばらばらになった」人々が多いので、条例を提出するからには救済に努めるというのが「至当」だと問われたところ、市長はそれを「尤も」と答えつつ、「春秋等に多数の観光客が入込んで来る」・「進駐軍が移動してくるそういう時に他の土地から奈良に入込んで来る」といった「移動式」の現象ありとも返している。すなわち「生活保護法とか或はその他の福祉法」等の「救済」対象になりえない側面があると主張したのであった。やはり警察長が登壇し「罪人を作ることを目的と致しておらない」のであって、「あく迄も警察と致しましては犯罪の予防」に重点があると説明された結果もあってか、当該条例案について議場は「異議なし」とされていた。

IV おわりに

日本国憲法第94条は「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と定めた。条例は「地方議会の制定によるものであるから、政省令などの行政立法とは異なる準法律的な性格をもつ」といわれる¹⁰⁾。一方で、国全体で見ると地方自治行政は行政の作用に含まれるから、条例は行政立法の一種とも捉えられている¹¹⁾。この点、日本の行政法学においては条例の性質をめぐる各説も随所に展開されてきた。例えば、1911年に市制が条例制定権を法認して以来、かたや

この「自主法」の自治がいわれながらも、新憲法下で1960年頃までは条例の効力には国に付与されたゆえの制約があると論じられた。時宜を得て内閣法制局が法律先占論を打ち出した影響もあり、主流は条例の出る幕がない法律の先占領域を広く捉える解釈だったといえる。あわせてこの広い領域を「体系的に提示」する子細な検討が学説上なされてもきた¹²⁾。あるいは、1970年代に公害問題が各地で起こると、地域の事情に即しない法令はむしろ疑問とされ、国の法律の先占領域は限定的に解釈すべきと主張された。こういった論争の黎明として、1950年代初頭における当該条例群の集中的な制定活動をいかに振り返るべきであろうか。西日本で市の取締条例が罰則までをも定めたのは地方自治法の授權に反するのではないかと争われたものの、結局は1962年に最高裁判所が合憲としている¹³⁾。日本の婦人保護史関連の先行研究は、成り立った条例に存在感ありと述べるばかりだったから、筆者は同時代の趨勢を法の講学上で少し整理したいと考える。

第一に、歴史の通説的な理解が述べるような条例の法的な存在感について、本調査報告では条例の制定数と議論の内容との両面から、同様のインパクトをより明確に見出せた。とりわけ目を引くのは、時機に熱気を帯びつつ、当時の条理を法源として条例が制定され、ひいては日本における法整備の一貫とも見なされたことである。国法の定立を待望し、人権のために他の社会保障法との一体的救済を望む議論の趨勢は、つまり条例の「国から与えられた自治権に基づく」¹⁴⁾ところの存在意義に依拠したものだだったと評せよう。日本の1950年代には1952年12月27日に婦人少年問題審議会会長から労働大臣宛で「売春問題の対策に関する答申」があり、「婦人の『心の解放』を図り、『人権の擁護』をして、『地位の向上』を実現すべし」とした。そして1953年3月3日、第15回国会に提出された「売春等処罰法案」の第1条は、「この法律は、売春及び売春をさせる行為等に関する刑罰規定を定めることによって、風紀の紊乱を防ぐとともに、婦人の基本的人権を擁護し、もって、健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする」とした。さらに、1954年5月10日の第19回国会に提出された「売春等処罰法案」では、「風紀の紊乱を防ぎ、婦人の基本的人権を擁護し、もって健全な社会秩序の維持に寄与する」と提案理由が述べられ、第1条は「婦人の基本的人権を擁護」するものであった。一連の法案群は概ねにして、「処罰法」の目的を「人権の擁護」だと述べていたが、1954年5月22日に法務省が社会政策の課題を指摘したことには注目する必要があるだろう。この「衆議院議員堤ツルヨ君外11名提出『売春処罰法案』に対する意見書」を見ると、同法案については「刑罰のみをもってしては解決困

難で、併せて、売春婦の保護更生等の社会政策的措置が採られることが絶対に必要」と触れられていて、「総合的施策樹立のため内閣に設けられた売春問題対策協議会」の「最終的結論の出るのを俟って対処すべき検討事項」と述べられていた。1955年には警察庁が、「昭和二九年度中の人身売買検挙状況」を発表して係る売春問題を取り上げ、同年、最高裁が「未成年者の人身売買のような公序良俗に反する契約の前借金は無効」との判決を下すことにもなった。日本弁護士連合会¹⁵⁾はこの判決について「金銭貸借の部分と身体の拘束を目的とする部分の両者を不可分とする点に画期的であった」と評価した。今回見たような地方議会でも、「けだし、条例の制定によってこそ対象者の移動が起こるから、しからばより広範な法網としての国法の定立が急がれるべき」との趣旨が述べられることもあった。1956年には「売春防止法」が成立し、1958年4月1日に売春防止法刑事処分規定が発効されて全面施行に至った。このように、実際の世相に条理としての裏付けがなされた条例制定の存在感は1950年代に加速度的に増大し、相俟って高まった国法定立の機運と軌を一にしたといえる。

第二に、本調査報告で取り上げられた条例群では、1950年代の初頭に集中して制定の動向が見出せたが、なかでも1951年に市の条例の制定件数が突出していた。1955年に国会法改正があって議員の法案提出が難しくなったのだが¹⁶⁾、当該条例群の制定は1951年前後の熱気に依ったので、国会法改正の余波とは異質と見られる。市の条例制定の増加は、そのような政治力学による駆け込みでの増産結果というよりも、地域の課題が各地で議論され、自主立法が社会現象化していた結果ではないかと考えられる。本調査報告で探索できた議会の様子も、地域の実情や特性を踏まえる討議が活発で、趨勢としては地域作りという条例ならではの法的な期待が高かったようである。実際に、子どもの身売りは深刻だったから¹⁷⁾、当時の雪国でも、農業の不作となった年などは、家族に売られた多くの人がいただろう。1948年に早々と作られた条例のID.1やID.6の制定も、特に不作で女性が犠牲になった土地であるから、早々の取組が必要だったとして首肯できた。さらには、1953年の6月・7月は大水害も相次いだ。8月には、中央青少年問題協議会が人身売買防止を各県協議会長に依頼し、9月に労働省婦人少年局も「売春防止特別活動」を全国展開したほどである。冬に入ると、今度は東北地方に冷害も続出した。1951年6月に新潟県地方検察庁が東京新宿の特殊飲食店主を起訴しているとおおり、「売いん」等の取締は各地の課題の広がりという認識も醸成されたに違いない。また、1952年4月、衆議院行政監察特別委員会が「女子及び年少者の人身売買に関する報告書」を衆議院議長に提

出し窮状を訴えた。これらの趨勢は、自主立法としての条例を法源とした社会問題への情動とも見え、各地における直接的な戦後民主主義の息吹だったとも考えられる。

なお、当時の「売いん」等に係る条例には、処罰を名乗るものが存在したが、のちに制定された「売春防止法」は、その名のおり「防止法」であって「処罰法」ではない。従って、誰かを追放的に処断して解決と見なす姿勢は法体系上もあり得ない。同法が刑事法的な懲罰よりも福祉的な保護更生を謳っていることは、条文の字句どおりの義解によって明らかである。本調査報告も条例の制定によった処罰を価値的に是として当為を論じているのではない。敢えて同様の条例を制定しないと議決した自治体が存在するのであれば、その理に学ぶことも重要であろう。

本調査報告は、条件の類似ないし相違した自治体間で同様の条例の目的・定義・罰則の仕組みを取り上げ、実際に自治体の置かれていた状況や背景要因を比較する研究を導く意義がある。もっとも、1958年10月15日の最高裁判決がいうように、「地域によって差異が生じることは当然予想される」のであり、「地域差をもって直ちに違憲ということとはできない」ことに注意を要する¹⁸⁾。この点に関連して、本調査報告の過程で、「1948年度研究調査報告『社会福祉対策上より見たる特殊婦人の問題』」という薄冊を入手した。社会福祉研究所が1949年6月に発表したガリ版刷の資料であり、兵庫県立中央児童相談所の主事経由で神戸・姫路両婦人寮の在寮者についての調査依頼を受け、同研究所が研究調査事項として採択印刷したと手書きされている。「売いん」等に係る女性を述べた最終章の(補)では「低劣なものに対しては強力な優先法、断種法の立前(原文ママ)から国家的な対策がたてられたい」とも述べられている。同県は条例を制定しなかったのだが、県の機関の依頼でなされた調査活動から、「断種」を含む立法の提言が堂々と萌芽しているのである。かような活動の実態についても今後は精力的に調査し、本調査報告の続報につなげたい。

謝辞

本調査報告に先立って、婦人保護施設の職員の方々に貴重なお話をお伺いしました。また、現国立女性教育会館では立法運動で大きな役割を担った日本キリスト教婦人矯風会の当時の資料がアーカイブで公開に供されていて、自治体の会議録閲覧等の便宜もいただきました。深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

文献

- 1) 売春対策審議会：売春対策の現況，大蔵省印刷局，第1版，121-122，東京，1959.
- 2) 林千代(編)：「婦人保護事業」五〇年，ドメス出版，第1版，28-38，東京，2008.
- 3) 東京都民生局婦人部福祉課：東京都の婦人保護，東京都民生局婦人部福祉課，第1版，15-20，東京，1973.
- 4) 神近市子(編)：サヨナラ人間売買，現代社，第1版，154-186，東京都，1956.
- 5) 総理府：売春対策の現況，発行所記載なし，第1版，281-296，東京，1986.
- 6) 売春対策審議会：売春対策の現況，大蔵省印刷局，第1版，263-283，東京，1959.
- 7) 売春対策審議会：売春対策の現況，大蔵省印刷局，第1版，199-229，東京，1968.
- 8) 東京都民生局婦人部福祉課：東京都の婦人保護，東京都民生局婦人部福祉課，第1版，415-449，東京，1973.
- 9) 不二出版(編)：編集復刻版性暴力問題資料集成第6回配本第22巻売春禁止条例に関する地方自治体議事録，不二出版，第1版，1-475，東京，2006.
- 10) 遠藤博也：実定行政法，有斐閣，第1版，19-40，東京，1989.
- 11) 関哲夫：要説行政法，酒井書店，第3版，103-113，東京，2002.
- 12) 西谷剛，藤田宙靖，磯部力ら：政策実現と行政法，有斐閣，第1版，107-131，東京，1998.
- 13) 紙野健二，市橋克哉(編)：資料現代行政法，法律文化社，第1版，282-295，京都，1996.
- 14) 兼子仁：行政法と特殊法の理論，有斐閣，第1版，172-189，東京，1989.
- 15) 日本弁護士連合会(編)：売春と前借金，高千穂書房，第1版，167-257，東京，1974.
- 16) 中島誠：立法学-序論・立法過程論，法律文化社，第3版，250-265，京都，2014.
- 17) 藤野豊(編)：人身売買資料1 編集復刻版戦後初期人身売買／子ども労働問題資料集成第1巻，六花出版，第1版，217-439，東京，2013.
- 18) 皆川治廣：行政法の基本体系，北樹出版，改訂版，232-248，東京，2000.